

調査区の層別基準及び層符号

層別基準			調査区の層符号		
平成22年国勢調査調査区	東日本大震災の津波による浸水地域のある調査区	浸水全壊調査区	011		
		その他の調査区	仮設住宅のある調査区	012	
			その他の調査区	013	
	仮設住宅のある調査区			020	
	後置番号8の調査区又は50人以上の準世帯のある調査区			030	
	世帯数が0の調査区又は換算世帯数が15世帯以下の調査区で、65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が		30%未満	041	
			30%以上	042	
	間借り等の世帯数が5%以上の調査区で、65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が		30%未満	051	
			30%以上	052	
	3階建以上の共同住宅以上の世帯調査区	給与住宅に居住の世帯数が50%以上の調査区		110	
		公的借家に居住の世帯数が50%以上で、65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が		30%未満	121
				30%以上	122
		民営借家に居住の世帯数が50%以上の調査区		130	
		持ち家に居住の世帯数が50%以上の調査区		140	
		その他の調査区		150	
	換算世帯数が16以上の調査区	給与住宅に居住の世帯数が50%以上の調査区		210	
				その他の調査区	
		公的借家に居住の世帯数が50%以上の調査区で、65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が		30%未満	311
				30%以上	312
		民営借家に居住の世帯数が50%以上65%未満で、65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が		30%未満	411
30%以上				412	
民営借家に居住の世帯数が65%以上で、65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が		30%未満	511		
		30%以上	512		
持ち家に居住の世帯数が50%以上80%未満で、65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が		30%未満	611		
		30%以上	612		
持ち家に居住の世帯数が80%以上で、65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が		30%未満	711		
		30%以上	712		
その他の調査区で、65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が		30%未満	801		
		30%以上	802		

注 1) 二つ以上の層に該当する場合は、層符号の若いものに分類する。

2) 換算世帯数 = 二人以上の一般世帯数 +  $\frac{\text{一人の一般世帯数} + \text{施設等の世帯人員}}{3}$